

毎週火、金曜日発行（但し、日に当るときは翌日）

<p>規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆規則 建設業法施行細則の一部改正 ひな白痢の検査 県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票交付 県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票交付 保険医療機関の指定 教育職員免許状の授与 市町村職員共済組合会規約の変更 ◆雑報 ◆公安告示 ◆聴聞会の開催 	<h1>鳥取県公報</h1>
--	----------------

昭和三十四年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十一号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和二十四年九月鳥取県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「鳥取市東町」の下に「一丁目二二〇番地」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十八号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

01056

保 險 名 稱	醫 療 所 在 地	機 關 開 設 者	管 理 者	診 療 科 名	指 定 號 番 號	指 定 年 月 日	採 用 點 數 表
大石小兒科	倉吉市西仲町 二六四七	大石 恒善	大石 恒善	小兒科	倉医	昭和三十四年 六月三十日	乙ノ二

鳥取県告示第四百三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定

交付した。

昭和三十四年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

交付番号 昭和三十四年八月五日

一九九 二〇〇

一九九 二〇一

一九九 二〇二

一九九 二〇三

一九九 二〇四

一九九 二〇五

一九九 二〇六

一九九 二〇七

一九九 二〇八

鳥取県告示第四百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

第一項の規定により次のように保険医を登録した。

昭和三十四年八月十一日

交付した。

昭和三十四年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

交付番号 昭和三十四年八月五日

一九九 二〇〇

一九九 二〇一

一九九 二〇二

一九九 二〇三

一九九 二〇四

一九九 二〇五

一九九 二〇六

一九九 二〇七

鳥取県告示第四百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

第一項の規定により次のように保険医を登録した。

昭和三十四年八月十一日

01055

昭和三十四年八月十一日 火曜日 鳥取県公報 第3046号 2

八月十七日 岩美郡国府町高岡 谷口種鶏場 同上
十八日 鳥取市御弓町 宮木〃

鳥取県告示第四百二十九号

一 実施の目的 ひな白痢予防のため
二 実施の区域 別表のとおり三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
職名 氏名 生年月日	職名 氏名 生年月日	職名 氏名 生年月日
事務吏員 泉原 正人 昭和六、五、二三	事務吏員 泉原 正人 昭和六、五、二三	事務吏員 泉原 正人 昭和六、五、二三
青砥 衛 " 七、六、一五	青砥 衛 " 七、六、一五	青砥 衛 " 七、六、一五
川上 静雄 大正三、三、八	川上 静雄 大正三、三、八	川上 静雄 大正三、三、八
平木 忠徳 " 一〇、一七	平木 忠徳 " 一〇、一七	平木 忠徳 " 一〇、一七

鳥取県告示第四百三十号

督促手数料及び延滞金等徵收規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第二百三号）第十三条の規定による県税外収入金を徵收する者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十四年八月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

交付番号 昭和三十四年八月五日

一九九 二〇〇

一九九 二〇一

一九九 二〇二

一九九 二〇三

一九九 二〇四

一九九 二〇五

一九九 二〇六

一九九 二〇七

一九九 二〇八

一九九 二〇九

一九九 二一〇

一九九 二一一

一九九 二一二

一九九 二一三

一九九 二一四

一九九 二一五

一九九 二一六

一九九 二一七

一九九 二一八

一九九 二一九

一九九 二二〇

一九九 二二一

一九九 二二二

一九九 二二三

一九九 二二四

一九九 二二五

一九九 二二六

一九九 二二七

一九九 二二八

一九九 二二九

一九九 二三〇

一九九 二三一

一九九 二三二

月鳥取県規則第二百三号）第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	保険所	病院、診療所	診療科名	登録番号	登録年月日
----	-----	--------	------	------	-------

嶋田 直吉 八頭郡智頭町大字智頭 国民健康保険智頭病院 産婦人科 " 七一四 昭和三十四年七月一日

北島 伸 鳥取市栗谷町七六 鳥取県立中央病院 外科 鳥医七一三

藤沢 晓美 鳥取市吉方二六五 鳥取県立中央病院 歯科 鳥齒二〇二 "

鳥取県告示第四百三十三号

次の者に對して教育職員免許状を授与した。

免許状の種類	番号	氏名	本籍	授与年月日
(高等學校教諭一級普通免許状)	昭三四高一普	増賀 ウタ	福島県田村郡三春町	昭和三十四年八月五日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第九

条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十四年八月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聽聞の期日及び場所

昭和三十四年八月十八日午後一時から

米子市万能町 米子警察署會議室において

二 聽聞当事者住所氏名

米子市福市四九三

中 谷 喜 重(昭一二、一二、二六生)

附則

この規約は、公告の日から施行し第三条の改正規定は
昭和三十四年四月十六日、第四十三条の改正規定は昭和
三十四年四月一日から適用する。

雑報

昭和三十四年五月二十五日の第三回組合会において議
決された組合規約の変更について、七月十五日付自許第
二九六号を以つて次のように自治庁長官の認可があつた。

昭和三十四年八月十一日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河 大直

組合規約の一部を改正する規約

組合規約の一部を次のように改正する。
第三条中「東町一番地」とあるを「東町一丁目三百五
番地」に改める。

第四十三条中「千分の七二」を「千分の七〇」に、「
千分の一三七」を「千分の一三五」に、「千分の九〇」
を「千分の八八」に改める。